

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

物件 番号	所在地	種目	構造	数量 (㎡)	都市計画上の制限等		売却価格 (円) ※建物付物件 は税込
					用途地域	建蔽率/ 容積率(%)	
37	旭川市忠和8条3 丁目66番906、 同番908	宅地	—	276.42	一種住居	60/200	1,370,000
38	稚内市栄1丁目 1649番25、同番 26、同番284、 同番286	宅地	—	2,159.19	一種中高	60/200	5,380,000
39	稚内市緑5丁目 1610番133、同 番498	宅地	—	4,634.98	一種中高	60/200	9,500,000
40	士別市東1条5丁 目2番1	宅地	—	156.82	近隣商業	80/300	1,880,000
43	上川郡和寒町字 東町91番1	宅地	—	343.39	指定なし	指定なし	584,000
44	増毛郡増毛町永 寿町5丁目68番	宅地	—	396.68	一種住居	60/200	2,340,000
45	苫前郡羽幌町港 町2丁目25番6	宅地	—	341.37	準工業	60/200	323,000

(注)上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合がある。

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

6 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な（１）の書類を、（４）に示すいずれかの方法により（２）宛に提出するものとする。

（１）提出書類

- ① 国有財産媒介申込書 １部
- ② 法第６条の規定により交付された免許証(写) １部

（２）申込書等の提出先

旭川財務事務所 管財課

所在地:旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 東館4階

電話番号:0166-31-4151

（３）提出期限

令和６年５月２４日(金)

（４）提出方法

① 持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、９時３０分から１２時００分及び１３時００分から１７時００分まで(土・日曜日及び祝日を除く。)とする。

② 郵送による提出

郵送で申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記（２）の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法により、上記（３）の期限(必着)までに提出すること。

③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合は、下記８の問い合わせ先に連絡すること。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

旭川財務事務所 管財課

所在地:旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 東館4階

電話番号:0166-31-4151

以上公告する。

令和６年４月５日

分任支出負担行為担当官

北海道財務局旭川財務事務所長 吉 沢 貢